

# 「AIDS文化フォーラム in 京都」運営委員会規約

## 1. 名称

この会は「AIDS文化フォーラム in 京都」運営委員会と称する。(以下、「運営委員会」と略す)

## 2. 趣旨

1994年、アジアで初めての国際エイズ会議である「第10回国際エイズ会議」が横浜で開催されましたが、国際会議に並行して草の根市民版エイズフォーラムが立ち上げられました。以降、市民の手ですべての人に開かれた場として「AIDS文化フォーラム in 横浜」が毎年8月に開催され、全国各地でHIV/エイズに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また多くの市民、特に若者に向けての啓発の場として定着しています。

関西は現在HIV新規感染者数が急増している地域で、その中で京都は、学生層が多く集う町であり、また日本古来の文化が根付く町であると同時に外国人観光客も多く、異文化交流の場でもあります。

今回、横浜の思いと経験を受けついで京都でも「AIDS文化フォーラム in 京都」を開催しようと組織(運営委員会)を設立いたしました。

## 3. 目的

### I. エイズ問題の啓発

- ①市民に開かれたフォーラムによって、エイズが抱える問題を社会に浸透させる。
- ②エイズ問題について、人間として必要な文化の領域からのアプローチを試みる。
- ③特に若い世代へ、エイズに関する有益となる情報を提供する。
- ④学校教育について考える機会とし、特に性教育に関してオープンになることを期待する。

### II. 多様性を理解する

- ①性と文化、性教育、性のあり方等を考える機会とする。
- ②異なった意見や考え方を大切にする。

### III. ともに生きる

- ①エイズは日本を超え地球規模の問題であり、ともに考え問題を分かち合い、ともに生きる世界の実現に努める。
- ②HIV陽性者の支援・交流の機会とする。
- ③人間のうちにある差別や偏見をなくし、人権を大切にするよう努める。

## 4. 構成

運営委員会は、エイズ問題に関心を持つ諸団体および個人で組織する。

運営委員会に代表幹事1名と幹事を若干名おく。なお、代表幹事ならびに幹事は運営委員会で選任する。

## 5. 運営費

フォーラムの運営に必要な経費は、運営委員からの拠出金ならびに寄付金及び助成金をもってまかなうものとする。

## 6. 運営委員会の役割

「AIDS文化フォーラム in 京都」開催の主催者となり、このフォーラム開催に関して最終責任を負う。

## 7. 運営委員会幹事の役割

「AIDS文化フォーラム in 京都」開催にむけて運営委員会を円滑にすすめる。

## 8. 事務局の設置と役割

運営委員会の事務局を京都YMCA内に設置し、事務局長1名をおく。

事務局ならびに事務局長は運営委員会との連絡調整を行い、フォーラムの円滑な運営を助ける。

## 9. 年度及び任期

運営委員会の年度および会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

運営委員および幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

初年度はこの規約の制定日から翌年3月31日までとする。

## 10. その他 この規約に定めるものの他、運営委員会に関して必要な事項は運営委員会の議を経て定めるものとする。

(付則) この規約は、2011年3月4日から施行する。